

地縁団体 認可申請の手引き

令和7年9月



羽島市市民協働課

目 次

1	自治会の法人化とは	2
(1)	法人化の趣旨	2
(2)	対象となる団体	2
(3)	認可の要件	3
(4)	法人格取得の効果	4
2	認可申請手続き	5
(1)	認可申請手続き等の流れ	5
(2)	規約の整備	6
(3)	申請書類	7
3	認可後の地縁団体について	8
(1)	法人登記	8
(2)	印鑑登録	8
(3)	各種証明書	9
(4)	不動産登記	9
(5)	各種変更に伴う手続き	10
(6)	認可の取消し	11
(7)	解散及び清算	11
(8)	各種課税関係	12
4	認可地縁団体の不動産登記の特例について	13
5	認可地縁団体に関するよくある質問	17
参考	各種届出記載例等	20
様式	各種届出	29

1 自治会等の法人化とは

(1) 法人化の趣旨

地域住民が自主的に組織する自治会等については、従来、法人格を有しなかったため、集会所等の不動産を有していても自治会等の団体名で登記ができず、代表者等の個人名義で登記せざるを得ませんでした。このため、財産上の様々な問題が生じていました。

このことから、平成3年に地方自治法（以下「法」という。）が改正され、一定の要件のもとに、任意の団体であった自治会等が市町村長の認可を得ることによって、法律上の権利能力を有する法人として認められることになりました。

このようにして法人格を得た団体を「認可を受けた地縁による団体（略称「認可地縁団体」）」といいます。

制度創設時の趣旨から、自治会等が法人格を得るためには、不動産等の保有を前提としていましたが、自治会活動の高度化、多様化により、地域の課題解決に向けた幅広い活動が行われるようになっていくことを踏まえ、令和3年の法改正により、地域的な共同活動が円滑に行われるよう、不動産等の保有予定の有無に関わらず法人格を取得することが可能になりました。

(2) 対象となる団体

法260条の2において、法人格付与の対象となるのは「地縁による団体」に限られています。

地縁による団体は、「町又は字の区域その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体」（法260条の2第1項）と定義されており、自治会や町内会等が対象になると考えられます。

そのため、次のような団体は対象になりません。

<対象とならない団体の例>

①特定の目的の活動だけを行う団体

- ・同好会やスポーツ活動・環境美化活動のような特定の活動だけを行う団体

②構成員に対して住所以外の特定の条件を要する団体

- ・老人会や子ども会（年齢の制限）
- ・婦人会（性別の制限）

(3) 認可の要件

認可を受けるためには、次の4つの要件を全て満たしている必要があります。

1	目 的	地縁による団体が、良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、現にその活動を行っていることと認められること。 ※地域的な共同活動とは、清掃・美化活動、防犯・防災活動、集会所の維持管理や親睦行事など、一般的な自治会活動のことです。 ※現にその活動を行っていることと認められるためには、少なくとも前年度において活動実績がある必要があります。
2	区 域	地縁による団体の区域が、住民にとって客観的に明らかなものとして定められていること。 ※河川・道路等で区域が画されているなど、容易に区域・範囲が分かる状態にあるという意味です。 ※他の自治会等の区域と重なる場合は、調整して重ならないようにする必要があります。
3	構 成 員	その区域に住所を有する全ての個人は構成員となることができるものとし、その相当数の者が現に構成員となっていること。 ※構成員となることができる資格は、年齢・性別・国籍等に関係なく、その区域に住所を有する全ての個人です。 ※相当数とは、概ねその区域の住民の過半数が構成員となっていることをいいます。
4	規 約	以下の8つの事項を規約に定めていること。 ①目的 ⑤構成員の資格に関する事項 ②名称 ⑥代表者に関する事項 ③区域 ⑦会議に関する事項 ④主たる事務所の所在地 ⑧資産に関する事項 ※詳細は6ページをご参照ください。 ※自治会等の中には規約を定めていない団体もあるかもしれませんが、法人格を得るうえでは規約を定めて団体の名称や目的等を対外的に明らかにし、組織の管理・運営方法を明確にしておく必要があります。 ※この8つの事項を必ず定める必要がありますが、それ以外の事項を定めることは差し支えありません。

※なお、当市においては、現在19の認可地縁団体があります。(令和7年9月現在)

(4) 法人格取得の効果

認可を受けた地縁による団体（認可地縁団体）は、法律的な位置づけが変わり、権利能力や義務を有することになります。従来からの自治会活動等は特に変わりません。また、市との関係も基本的には変わりません。

法人格取得の効果については、それぞれの団体の事情によって異なりますが、一般的に次のようなことが考えられます。

メリット

個人の資産と団体の資産が明確に区別されます！

★自治会等の名義で不動産の登記ができるようになります。

認可を受けていない場合、代表者個人の名義で登記するため、代表者が代わった場合など、団体の運営に支障をきたすことがあります。

★自治会等の名義で様々な法律行為や取引ができるようになります。

認可を受けていない場合、団体名では契約できないこともあり、契約する個人が責任を負うことになるおそれがあります。

義務

法に沿った運営が必要になります！

★代表者の変更などがあった場合は市役所に届出が必要になります。

代表者の変更や主たる事務所の変更などがあった場合は、その都度、市役所に届け出なければなりません。

★常に最新版の構成員名簿などを備え付けなければなりません。

構成員名簿と財産目録は常に最新版を主たる事務所に備え付けなければなりません。

★通常総会を毎年1回は必ず開催しなければなりません。

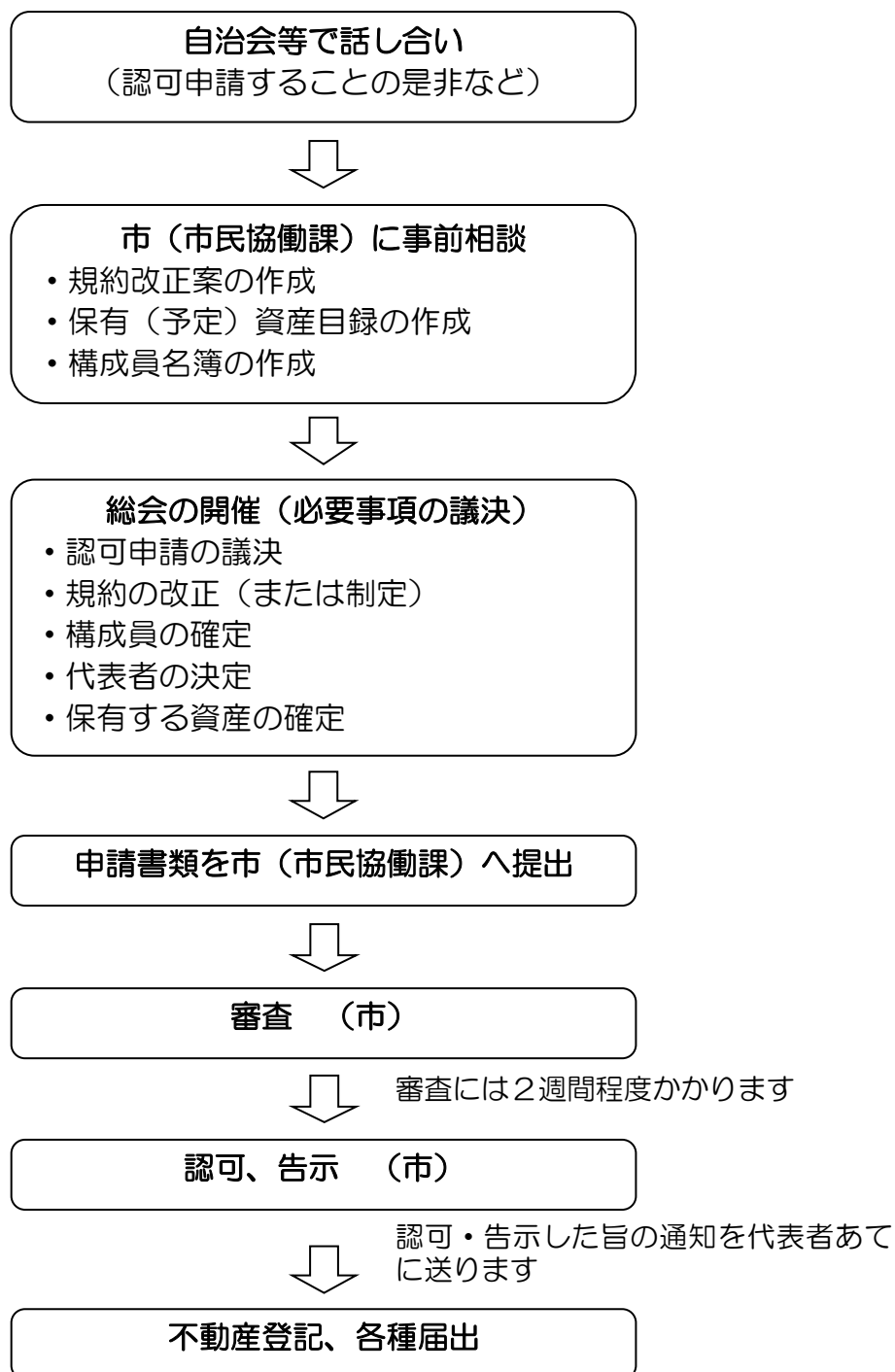
★特定の政党のために利用するような政治活動は禁止されます。

※その他にも様々な義務が発生します。

認可により権利能力を取得した後も、住民の皆さんにより任意に組織された団体であることに変わりありません。したがって、公共団体その他行政組織の一部ではないことはもちろん、認可を受けた団体が行う活動について、市長は一般的監督権限を持ちません。

2 認可申請手続き

(1) 認可申請手続き等の流れ



認可申請することは、認可を受けることが目的ではなく、今後の地域活動の促進につなげていくための手段であることにご留意ください。そのため、設立に向けて、自治会内でしっかり話し合いすることが大切です。特に不動産の所有については取得後の維持管理の方針や費用負担について、十分な理解が得られるよう時間をかけて議論を尽くす必要があります。

(2) 規約の整備

規約には、次の8つの事項を全て定めていなければなりません。

なお、規約の名称については特に制限はありませんので、「〇〇会則」、「××規定」等の名称でも構いません。

1	目 的	特定の活動だけでなく広く地域的な共同活動を行うものである必要がありますが、団体の権利能力の範囲を明確にする程度に、活動内容を具体的に定めることが求められます。
2	名 称	特に制限はありませんが、他の法令に抵触する名称（財団法人や社会福祉法人など）は避けなければなりません。地域や区域が客観的にわかりやすいような名称が好ましいです。 例：〇〇町内会、□□1丁目◇◇自治会 など
3	区 域	住民にとって客観的に明らかなものとして定められる必要があるので、町、地番により表示することが望ましいものです。ただし、河川や道路等による区域の表示（例：△△1丁目のうち、××川より東の区域）でも構いません。
4	主たる事務所の所在地	集会施設、代表者の自宅の地番により定めるほか、「本会の主たる事務所は代表者の自宅に置く」と定めることも可能です。
5	構成員の資格に関する事項	区域に住所を有する個人すべてが、構成員になり得ること及び正当な理由がない限り、区域に住所を有する個人の加入を拒んではならないことを定めておかなければなりません。さらに、加入及び脱退に係る手続き事項を定めることが望ましいです。なお、法人や団体は構成員とはなれませんが、賛助会員として、表決権等は有しないものの、活動の賛助の形で参加することは可能です。
6	代表者に関する事項	代表者の選出方法、任期、委任する事務等について定めます。
7	会議に関する事項	総会及び臨時総会の招集方法、議決方法、議決事項を定めます。
8	資産に関する事項	保有資産の構成、取得、処分及び管理の方法等を定めます。「別に定める保有財産目録に記載の資産」とすることもできます。

(3) 申請書類

認可申請にあたっては、当該地縁団体の代表者が市長に対して、次の書類により申請します。(窓口での申請のみとなり、電子メール、FAXでの受付はできません。)

1 認可申請書

⇒ 申請人は代表者になります。

2 規約

⇒ 6ページに記載の事項を定めることが必要です。

3 総会議事録の写し

⇒ 以下の事項が記載された総会議事録の写しで、議長および議事録署名人の署名または記名・押印が必要です。

- ◆認可申請することの承認
- ◆代表者の選出
- ◆新規約の承認
- ◆構成員の確定

4 代表者の承諾書

⇒ 申請人が代表者となることを承諾した旨が記載されたもので、申請人本人の署名または記名・押印が必要です。

5 構成員名簿

⇒ 構成員全員の氏名、住所が記載されていることが必要です。
⇒ 世帯単位ではなく、個人名での名簿となります。

6 区域図

⇒ 地図等に区域を囲んで表示したものが必要になります。

7 前年度の事業報告書・決算報告書、当年度の事業計画書・予算書

⇒ 良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行っていることを証するものとなります。

8 代理人の有無

⇒ 法第260条の8による代理人および第260条の10による特別代理人が選任されている場合は「有」を選択し、代理人の住所・氏名をご記入ください。

3 認可後の地縁団体について

(1) 法人登記

地縁団体としての法人登記は、市長が行う告示をもってこれに代えることとなるため、法務局へ法人登記する必要はありません。(ただし、不動産の登記は、別途法務局へ行う必要があります。)

また、この告示をもって認可を受けた地縁団体は、法人となったこと及び告示事項を第三者に対し対抗できることとなります。

(2) 印鑑登録

認可地縁団体は、団体名義での法人印の印鑑登録手続きを行うことで、印鑑登録証明書の交付を受けることができます。団体の代表者の申請により、市役所市民協働課で団体の印鑑登録ができます。

認可地縁団体の印鑑登録証明書はこんな時に必要になります。

(例1) 不動産の登記手続き

(例2) 認可地縁団体で自動車や不動産を新たに取得するとき など

★印鑑登録手続きに必要なもの

原則として代表者本人が申請

- ① 認可地縁団体印鑑登録申請書
- ② 代表者個人の実印（市に印鑑登録をしているもの）
- ③ ②の印鑑登録証明書（発行から3ヶ月以内）
- ④ 登録する団体の印鑑
- ⑤ 代表者の身分を証明するもの

★登録できない印鑑

- ① ゴム印その他印形の変形しやすいもの
- ② 印影の大きさが、1辺の長さが8mmの正方形に収まるもの
又は1辺の長さが30mmの正方形に収まらないもの
- ③ 印影が鮮明でないもの
- ④ 上記に掲げるもののほか、市長が適当でないと認めるもの

※代理人による申請

印鑑に関する登録の申請、登録の廃止の申請、印鑑の亡失の届出及び印鑑登録証明書の交付申請は、当該認可地縁団体が、代理人を選任し、この事項を委任している場合（代理人は告示している場合に限ります。）は、その代理人に申請等をさせることができます。

(3) 各種証明書

認可地縁団体は、市長の告示に基づいて認可された法人であることを証明する証明書（台帳の写し）の交付を受けることができます。不動産の登記や銀行口座の開設などの際に必要になる場合があります。

市役所市民協働課へご請求ください。

認可地縁団体証明書 ※認可地縁団体台帳の写しを交付します

- ◆提出書類：証明書交付申請書
- ◆発行手数料：1通 300円
- ※市長による告示のあった日から発行できます。

認可地縁団体印鑑登録証明書

- ◆提出書類：認可地縁団体印鑑登録証明書交付申請書
- ◆登録した団体の印鑑と代表者の身分を証明するものをご持参ください。
- ◆発行手数料：1通 300円
- ※印鑑登録した日から発行できます。

(4) 不動産登記（必要な場合のみ）

不動産を新しく登記する場合や、団体名義に変更する場合は、法務局での手続きが必要です。

登記に際しては、主に以下の書類が必要となりますが、詳細については、必ず事前に法務局にご確認ください。

なお、登記の際には、登録免許税がかかります。

- ◆認可地縁団体の団体証明書
- ◆認可地縁団体の印鑑登録証明書
- ◆認可地縁団体の印鑑
- ◆固定資産評価証明書
- ◆登録免許税
- ◆その他、法務局が定める書類

※岐阜地方法務局

所在地：岐阜市金竜町5丁目13番地

電話：058-245-3181

(5) 各種変更に伴う手続き

<1> 規約を変更した場合

認可地縁団体の代表者は、規約に変更があるときは「規約変更認可申請書」に別途必要書類を添え、市長に申請しなければなりません。6ページに記載したとおり、認可地縁団体の規約については、一定の事項が定められていなければならないことから、規約を変更しようとする際には、事前に市役所市民協働課までご相談ください。

【申請書類】

- ① 規約変更認可申請書
- ② 規約変更の内容及び理由を記載した書類
⇒ 内容及び理由が記載されているものであれば、総会議案書で構いません。
- ③ 規約変更を総会で議決したことを証する書類
⇒ 総会議事録の写し等で、議長及び議事録署名人の署名または記名・押印があるもの。
⇒ なお、規約の変更内容が、名称・目的・区域・事務所・解散の事由等、告示された事項である場合は、別途「告示事項変更届出書」も必要です。
- ④ 変更後の規約全文

<2> 告示事項を変更した場合

告示事項に変更があった場合には代表者は「告示事項変更届出書」に別途必要書類を添え、市長に届出をしなければなりません。代表者の氏名等も告示事項であるため、任期満了等により代表者が変更となった場合も届出が必要です。

【告示事項】

- ① 団体の名称
- ② 規約に定める目的
- ③ 区域
- ④ 主たる事務所
- ⑤ 代表者の氏名及び住所 など

【届出書類】

- ① 告示事項変更届出書
- ② 変更があった旨を証する書類
⇒ 総会議事録の写し等で、議長及び議事録署名人の署名または記名・押印があるもの。
- ③ 新代表者の承諾書（代表者に変更があった場合のみ）

(6) 認可の取消し

認可地縁団体が、法第260条の2第2項各号に掲げられた4つの認可要件（3ページ参照）のいずれかを欠くこととなったとき、又は不正な手段により認可を受けたときは、その認可が取り消されることがあります。

(7) 解散及び清算

認可地縁団体は、次のような事由に該当するとき解散します。

解散した認可地縁団体は、清算の目的の範囲内において、その清算が終了するまで存続します。

なお、認可地縁団体は、法人として破産、解散及び清算については裁判所の監督の下に所要の手続きをすすめることになり、破産宣告の請求を怠った時などに非訟事件手続法に基づき裁判所により過料に処せられることとなりますのでご注意ください。

1 規約で定めた解散事由が発生したとき

⇒法の規定以外に、解散の事由を規約に定めている場合、その事由が発生したときに解散します。

2 破産手続開始の決定がされたとき

⇒認可地縁団体が債務を完済することができなくなったとき、裁判所が破産手続開始の決定をします。

3 認可が取り消されたとき

4 総会で解散の決議があったとき

5 構成員が欠けたとき

⇒構成員が欠けたことにより相当数に満たなくなったときに解散します。

(8) 各種課税関係

認可地縁団体は、各種課税関係の法令等に基づき、法人として納税の義務を負います。
 なお、一部の税については、収益事業を行わない場合は、申請により減免となる場合があります。税に関する手続きの詳細については、それぞれ下記までお問い合わせください。

税の種類		地縁団体の認可を受けた法人		問い合わせ先
		収益事業を行わない場合	収益事業を行う場合	
市税	法人市民税	申請により減免措置	課税	市役所税務課市民税係 058-392-1111 内線2237、2238
	固定資産税	申請により減免措置	課税	市役所税務課資産税係 058-392-1111 内線2234、2235
県税	法人県民税	申請により減免措置	課税	岐阜県税事務所 法人事業税第一・第二係 058-214-6874
	法人事業税	非課税	課税	
	不動産取得税	申請により減免措置	課税	岐阜県税事務所 不動産取得税第一・第二係 058-214-6914
国税	法人税	非課税	課税	岐阜南税務署 058-271-7111
	登録免許税	課税	課税	岐阜地方法務局 058-245-3181

認可を受けた場合、市役所と県税事務所へ「法人設立の届出」が必要となります。詳細は、上記問い合わせ先へお尋ねください。

※市役所税務課市民税係、岐阜県税事務所法人事業税係

4 認可地縁団体の不動産登記の特例について

(1) 認可地縁団体が所有する不動産に係る登記の特例とは

平成27年に法の一部が改正され、認可地縁団体が保有する不動産に係る登記の特例制度が創設されました（法第260条の46第1項）。

これにより、登記簿に表示された所有者が既に亡くなっている等、相続人の確定に手間がかかるために移転登記等が困難な状況となっている場合、一定の手続きを経て認可地縁団体名義として登録を行うことが可能となりました。

特例制度は、認可地縁団体が所有する不動産について、その所有権の保存又は移転の登記を認可地縁団体のみの申請により可能とするものですが、不動産登記は対抗要件としての公示制度と位置づけられるものであり、当該不動産の所有権の有無を確定させるものではありません。

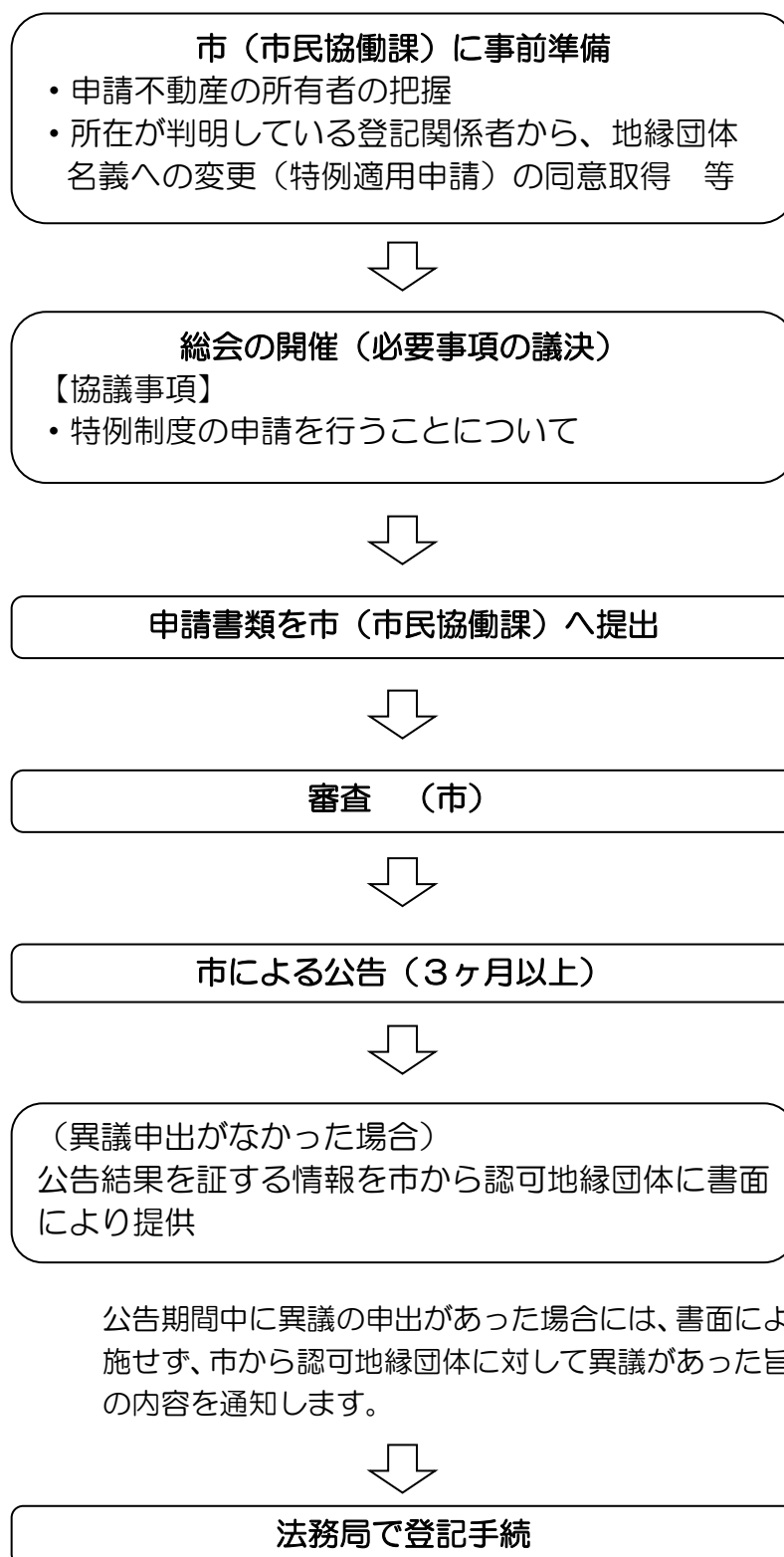
(2) 申請の要件

申請にあたっては、次の①～④の全ての要件を満たしており、それを疎明するに足りる資料を添付する必要があります。

1	当該認可地縁団体が当該不動産を所有していること	◆申請時及び10年以上前の地縁団体の事業報告書等
2	当該認可地縁団体が当該不動産を10年以上所有の意思を持って平穏かつ公然と占有していること	◆公共料金の支払領収書 ◆閉鎖登記簿の登記事項証明書 ◆旧土地台帳の写し ◆固定資産税の納税証明書 ◆固定資産課税台帳の記載事項証明書等
3	当該不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人の全てが当該認可地縁団体の構成員又はかつて当該認可地縁団体の構成員であった者であること	◆構成員名簿 ◆墓地の使用人名簿（申請不動産が墓地である場合）等
4	当該不動産の登記関係者の全部又は一部の所在が知れないこと	◆「住民票及び住民票の除票」が存在しない証明書 ◆登記記録上の住所に宛てた登記関係者宛の配達証明郵便が不到達であった旨を証明する書面 ◆申請不動産の所在地に係る精通者等が、登記関係者の現在の所在を知らない旨の証言を記載した書面等

※上表に記載する「疎明するに足りる資料」の入手が困難な場合には、「入手困難な理由書」を提出するほか、精通者の証言書面、写真等を提出してください。

(3) 申請手続きの流れ



まず、この特例申請をすることについて、認可地縁団体の中でよく話し合いを行ってください。詳細については、必ず事前に市民協働課にご相談ください。

（４）申請書類の提出

【提出書類】

- ① 公告申請書
- ② 申請不動産の登記事項証明書
- ③ 法第260条の46第1項に規定する申請をすることについて総会で議決したことを証する書類
- ④ 申請者が代表者であることを証する書類
- ⑤ 法第260条の46第1項各号に掲げる事項を疎明するに足る資料
⇒13ページをご参照ください。

（５）公告の手続

提出書類の審査の結果、市が当該申請を相当と認めた場合には、下記の項目について、3ヶ月以上の公告を実施します。

- ① 申請を行った認可地縁団体の名称、区域及び主たる事務所
- ② 申請書に記載された申請不動産に関する事項
- ③ 異議を述べることができる者の範囲、期間及び方法に関する事項

（６）公告に係る登記関係者等の異議申出

登記関係者等は、公告期間内に異議の申し出をすることができます。
異議の申し出にあたっては、次の書類の提出が必要になります。

- ① 異議申出書
- ② 住民票の写し又は戸籍の附表の写し
- ③ 異議を述べる者が登記関係者であることの確認書類（下表）

登記関係者の別	確認書類
表題部所有者 又は 所有権の登記名義人	・ 申請不動産の登記事項証明書
表題部所有者の相続人又は 所有権の登記名義人の相続人	・ 申請不動産の登記事項証明書 ・ 戸籍謄抄本
所有権を有することを疎明する者	・ 所有権を有することを疎明するに足る書類

上記書類の提出により、公告に係る登記関係者等が期間内に異議を述べた場合、市長は異議の申出のあった旨及びその内容（氏名、住所、登記関係者の別、申出日時等）を認可地縁団体に通知します。

なお、期間内に異議申出が無かった場合、登記関係者等の同意があったとみなされます。

(7) 公告結果（承諾）の情報提供

市長は、公告に係る登記関係者等から期間内に異議申出がなく、公告に係る登記関係者等の承諾があったものとみなされた場合は、公告をしたこと及び登記関係者等が期間内に異議を述べなかったことを証する情報を認可地縁団体に提供します。

(8) 認可地縁団体の不動産登記の手続

市長から公告結果（承諾）の情報提供を受けた認可地縁団体は、登記申請情報と公告結果（承諾）の情報を併せて法務局に提供したときは、公告結果（承諾）の情報に記載された不動産について、所有権の保存又は移転の登記を申請することができることとなり、これにより、認可地縁団体を所有権の登記名義人とする登記が可能となります。

なお、登記申請書に登記権利者が添付する書類として、団体の住所証明書及び代表者の資格証明書が必要になります

6 認可地縁団体に関するよくある質問

Q1 認可地縁団体とは何ですか。

地縁団体とは、法第260条の2第1項において、「町又は字の区域その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体」として位置づけられている、自治会等の地縁による団体のことを指します。

そして、認可地縁団体とは、法に定められた要件を満たし、一定の手続きを経て法人格を得た自治会等の地縁による団体のことをいいます。

Q2 認可地縁団体になることで、どのような権利が付与されますか。また、どのような義務が発生しますか。

自治会等の名義で不動産登記ができるようになり、財産上の問題等の発生を未然に防ぐことができます。さらに、規約に定める範囲内で権利能力を持つことができます。ただし、運営方法や各種届出について法律に基づいて各種の手続きが定められているため、手続きが厳格になります。代表者等告示内容に変更があった場合は、遅滞なく届け出ることとされています。また、規約の変更には市長の認可が必要になります。

Q3 認可地縁団体になると、市の指揮監督下に置かれることになるのですか。

市は、自治会等が権利義務の主体となるための必要な要件を充足しているかどうかを確認するにとどまるものです。したがって、認可後であっても、従来からの自治会等と同様、住民が自主的に組織して活動するものであり、市の行政権限を分担したり、市の下部組織とみなされたりすることはありません。

Q4 不動産等を保有していなくても、認可の対象となりますか。

認可制度の目的は「地域的な共同活動を円滑に行うことができるようにするため」となっており、不動産などを保有する目的がない地縁による団体であっても認可の対象となります。

Q5 個人単位でなく、世帯単位を構成員としている地縁による団体は認可の対象となりませんか。また、表決権を世帯単位で一票とすることはできませんか。

認可地縁団体の構成員は、個人単位であり、世帯単位とすることはできません。したがって、会員は各々一個の表決権を有することとなります。

Q6 未成年者を構成員から除外することは可能でしょうか。

地縁による団体の構成員は、区域に住所を有する自然人たる個人であり、区域に住所を有すること以外に年齢、性別、国籍等の条件を付することはできません。したがって、未成年者等制限行為能力者であることをもって構成員から除外することはできません。なお、未成年者等制限行為能力者の表決権の行使にあたっては、民法の規定に従って法定代理人の同意を要する場合があります。

Q7 構成員の名簿には、世帯主だけでなく、生まれたばかりの子どもも記載する必要がありますか。

法律上、構成員とは、自然人たる住民個人であり、性別、年齢等を問わないものとされています。つまり、構成員は世帯でとらえるものではなく、構成員であれば、世帯主のみならず、世帯員も名簿に記載する必要があります。

なお、地縁による団体の区域に住所を有する全ての個人は、構成員となることができますが、全ての住民が構成員でなければ認可されないということではなく、その相当数の者が構成員となっていれば認可されるものです。

したがって、生まれたばかりの子どもについても、住民なので全て名簿に記載しなければならないというものではありません。

Q8 外国人であっても構成員になり得ますか？

地縁による団体の構成員は自然人たる住民であり、外国人であっても住民であれば構成員になることは可能です。

Q9 構成員には法人は含まれないとされていますが、なぜ法人は含まれないのですか。

次の理由により、法人は構成員となり得ないとされています。

- ① 団体の意思決定のための表決権を行使するためには、それぞれの意思を表明する必要がありますが、法人等の一組織に過ぎない事業所等は本来意思表示ができないこと。
- ② 地域社会における近隣関係の中心は、やはり活動の主体である人と人とのつながりにあるものであり、法人は地域社会にとっては二次的な参加者に過ぎないと考えられること。

なお、法人等については、団体の意思決定への参加や直接の活動は行わないものの、団体に対し様々な支援を行う関係から「賛助会員」として位置付け、その活動に参加することは可能であると考えられます。

Q10 現に構成員となっている者の「相当数」とはどれくらいをいうのですか。

一般的には当該区域の住民の「過半数」が構成員となっている場合には、概ねこの要件を満たすものと考えられます。

Q11 規約において、代表者及びその他の役員で構成する役員会を設け、一定事項の決定を役員会で処理することは可能でしょうか。

総会は、当該団体についての最高意思決定機関であり、役員会等の機関によって代替することはできず、本来あらゆる事項は総会で決定されるべきものです。

しかし、規約の変更等の重要事項を除き、総会での同意を前提に、一定の事項を役員に委任することは可能です。なお、この場合にはその旨を規約に明記しておくことが必要です。

Q12 認可を受けようとする地縁団体の保有財産の一部に、神社の祠などがありますが、このような宗教的色彩の強い財産を保有していても認可の対象となりますか。

地縁による団体はいわゆる公共団体ではなく、一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体ですので、宗教的活動の禁止や宗教上の組織等に対する支出の制限を定めた憲法上の規定(第20条第3項、第89条)との関係が生じることはありません。

また、地方自治法においても特別の規定を設けられていないことから、神社の祠等も保有財産となりうるものです。

Q13 認可地縁団体が認可を取り消されるのは、具体的にどのような場合ですか。

認可地縁団体が、法第260条の2第2項に掲げる要件のいずれかを欠くこととなったとき、又は不正な手段により認可を受けたときは、市長はその認可を取り消すことができますとされています。(同条第14項)

- ① 認可地縁団体が、その目的を営利目的、政治目的等に変更したとき
- ② 認可地縁団体が、相当の期間にわたって活動していないとき
- ③ 区域内の一部の住民について、正当な理由なく加入を認めないこととしたとき
- ④ 構成員が多数脱退し、「相当数の者」が構成員となっているとは認められなくなったとき
- ⑤ 地縁による団体の代表者、構成員又は第三者が、詐欺、脅迫等不正な手段により認可を受けたとき

Q14 飛び地があっても認可の対象となりますか？

地縁による団体の区域は、「住民にとって客観的に明らかなものとして定められていること」が要件として定められています。これは容易にその区域が認識できることを要することとされていて、河川、道路などにより明確であればよいとされています。

したがって、区域の隣接性は必ずしも必要ではなく、飛び地があったとしても、地域としてのまとまりが実態としてある場合は、認可の対象となります。

Q15 良好な地域社会の維持及び形成に資する活動とはなんですか？

その区域における集会施設の維持・管理、清掃など環境整備活動、寝たきり老人への慰問など社会福祉活動、スポーツ大会、レクリエーション活動などが考えられます。

Q16 総会を開催しないことは可能ですか？

総会は、団体の活動計画や予算・決算などの重要な事項を決定する場です。法の「認可地縁団体」とされている自治会等は、毎年1回の総会の開催が法律で定められています。令和4年8月20日に施行された改正法による総会開催の省略に係る手続き(総会開催の省略に関する全会員の承諾等)をしない場合は開催が必要です。

記入例

〇〇年〇〇月〇〇日

(あて先)
羽島市長

申請年月日を
記入する。

事務所を集会所に置く
場合は、「集会所の住所
を」、代表者の自宅に置
く場合は、「代表者の住
所」を記入する。

認可を受けようとする地縁による
団体の名称及び主たる事務所の所在地

名 称 〇〇区自治会

所在地 羽島市〇〇町〇〇番地

代表者の氏名及び住所

氏 名 〇〇 〇〇

住 所 羽島市〇〇町〇〇番地

住民票へ記載されている
とおり正確に記入する。

認 可 申 請 書

地方自治法第260条の2第1項の規定により、地域的な共同活動を円滑に行うため認可を受けたいので、別添書類を添えて申請します。

(別添書類)

- 1 規約
- 2 認可を申請することについて総会で議決したことを証する書類
- 3 構成員の名簿
- 4 良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を現に行っていることを記載した書類
- 5 申請者が代表者であることを証する書類
- 6 区域を示した図面

◆規約には次に掲げる事項を定めることが必要です。

- ①目的 ②名称 ③区域 ④主たる事務所の所在地 ⑤構成員の資格に関する事項
⑥代表者に関する事項 ⑦会議に関する事項 ⑧資産に関する事項

これら以外の事項に関しては、必ずしもこの規約例のとおりに定めなければならないわけではありません。各団体の実情に合わせて適宜調整してください。

〇〇自治会（町内会）規約

地方自治法上、「規約」「会則」などの名称についての制約はありません。

第1章 総則

（目的）

第1条 本会は、以下に掲げるような地域的な共同活動を行うことにより、良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。

- (1) 回覧板の回付等区域内の住民相互の連絡
- (2) 美化・清掃等区域内の環境の整備
- (3) 集会施設の維持管理
- (4) 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
- (5) 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

（名称）

第2条 本会は、〇〇〇会と称する。

（区域）

第3条 本会の区域は、羽島市△△町×番から××番までの区域とする。

（主たる事務所）

第4条 本会の主たる事務所は、〇〇市△△町×番地【代表者の自宅】に置く。

第2章 会員

（会員）

第5条 本会の会員は、第3条に定める区域に住所を有する個人とする。

（会費）

第6条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

（入会）

第7条 第3条に定める区域に住所を有する個人で本会に入会しようとする者は、〇〇に定める入会申込書を会長に提出しなければならない。

2 本会は、前項の入会申込みがあった場合には、正当な理由なくこれを拒んではならない。

（退会等）

第8条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には退会したものとする。

- (1) 第3条に定める区域内に住所を有しなくなった場合
- (2) 本人より〇〇に定める退会届が会長に提出された場合

2 会員が死亡し、又は失踪宣告を受けたときは、その資格を喪失する。

第3章 役員

(役員の種別)

第9条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会 長 1人
- (2) 副会長 ○人
- (3) その他の役員 ○人
- (4) 監事 ○人

(役員の選任)

第10条 役員は、総会において、会員の中から選任する。

2 監事と会長、副会長及びその他の役員は、相互に兼ねることはできない。

(役員の職務)

第11条 会長は、本会を代表し、会務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

3 監事は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 本会の会計及び資産の状況を監査すること。
- (2) 会長、副会長及びその他の役員の業務執行の状況を監査すること。
- (3) 会計及び資産の状況又は業務執行について不整の事実を発見したときは、これを総会に報告すること。
- (4) 前号の報告をするため必要があると認めるときは、総会の招集を請求すること。

(役員の任期)

第12条 役員の任期は、○年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠により選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

第4章 総会

(総会の種別)

第13条 本会の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(総会の構成)

第14条 総会は、会員をもって構成する。

(総会の権能)

第15条 総会は、この規約に定めるもののほか、本会の運営に関する重要な事項を議決する。

(総会の開催)

第16条 通常総会は、毎年度決算終了後○箇月以内に開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 総会員の5分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。
- (3) 第11条第3項第4号の規定により監事から開催の請求があったとき。

(総会の招集)

第17条 総会は、会長が招集する。

2 会長は、前条第2項第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その請求のあった日から○日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開会の日の〇日前までに文書をもって通知しなければならない。

(総会の議長)

第18条 総会の議長は、その総会において、出席した会員の中から選出する。【総会の議長は、会長がこれに当たる。】

(総会の定足数)

第19条 総会は、総会員の2分の1以上の出席がなければ、開会することができない。

(総会の議決)

第20条 総会の議事は、この規約に定めるもののほか、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会員の表決権)

第21条 会員は、総会において、各々1箇の表決権を有する。

2 次の事項については、前項の規定にかかわらず、会員の表決権は、会員の所属する世帯の会員数分の1とする。

(1) ○○○○○○○○○○○

(2) ××××××××××××

(総会の書面表決等)

第22条 止むを得ない理由のため総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合における第19条及び第20条の規定の適用については、その会員は出席したものとみなす。

(総会の議事録)

第23条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 会員の現在数及び出席者数(書面表決者及び表決委任者を含む)

(3) 開催目的、審議事項及び議決事項

(4) 議事の経過の概要及びその結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名押印をしなければならない。

第5章 役員会

(役員会の構成)

第24条 役員会は、監事を除く役員をもって構成する。

(役員会の権能)

第25条 役員会は、この規約で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(役員会の招集等)

第26条 役員会は、会長が必要と認めるとき招集する。

2 会長は、役員の〇分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって

招集の請求があったときは、その請求のあった日から〇日以内に役員会を招集しなければならない。

3 役員会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも〇日前までに通知しなければならない。

(役員会の議長)

第27条 役員会の議長は、会長がこれに当たる。

(役員会の定足数等)

第28条 役員会には、第19条、第20条、第22条及び第23条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「総会」とあるのは「役員会」と、「会員」とあるのは「役員」と読み替えるものとする。

第6章 資産及び会計

(資産の構成)

第29条 本会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 別に定める財産目録記載の資産
- (2) 会費
- (3) 活動に伴う収入
- (4) 資産から生ずる果実
- (5) その他の収入

(資産の管理)

第30条 本会の資産は、会長が管理し、その方法は役員会の議決によりこれを定める。

(資産の処分)

第31条 本会の資産で第29条第1号に掲げるもののうち別に総会において定めるものを処分し、又は担保に供する場合には、総会において〇分の△以上の議決を要する。

(経費の支弁)

第32条 本会の経費は、資産をもって支弁する。

(事業計画及び予算)

第33条 本会の事業計画及び予算は、会長が作成し、毎会計年度開始前に、総会の議決を経て定めなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、年度開始後に予算が総会において議決されていない場合には、会長は、総会において予算が議決される日までの間は、前年度の予算を基準として収入支出をすることができる。

(事業報告及び決算)

第34条 本会の事業報告及び決算は、会長が事業報告書、収支計算書、財産目録等として作成し、監事の監査を受け、毎会計年度終了後3月以内に総会の承認を受けなければならない。

(会計年度)

第35条 本会の会計年度は毎年〇年〇日に始まり、△月△日に終わる。

第7章 規約の変更及び解散

(規約の変更)

第36条 この規約は、総会において総会員の4分の3以上の議決を得、かつ、羽島市長の認可を受けなければ変更することはできない。

(解散)

第37条 本会は、地方自治法第260条の20の規定により解散する。

2 総会の議決に基づいて解散する場合は、総会員の4分の3以上の承諾を得なければならない。

(残余財産の処分)

第38条 前条により本会を解散する場合は、本会の有する残余財産を、本会と類似の目的を有する団体に寄附するものとする。

第8章 雑則

(備付け帳簿及び書類)

第39条 本会の主たる事務所には、規約、会員名簿、認可及び登記等に関する書類、総会及び役員会の議事録、収支に関する帳簿、財産目録等資産の状況を示す書類その他必要な帳簿及び書類を備えておかなければならない。

(委任)

第40条 この規約の施行に関し必要な事項は、総会の議決を経て、〇〇が別に定める。

附 則

1 この規約は、〇年〇月〇日から施行する。

2 本会の設立初年度の事業計画及び予算は、第33条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

3 本会の設立初年度の会計年度は、第35条の規定にかかわらず、設立認可のあった日から△年△月△日までとする。

承 諾 書

総会開催日

自治会名

令和〇〇年〇〇月〇〇日開催の〇〇区自治会総会において、地域的な共同活動を円滑に行うための認可申請代表者として選出されたのを受け、代表者となることを承諾します。

総会開催日

令和〇〇年〇〇月〇〇日

代表者の住所を住民票へ記載されているとおり正確に記入する。

岐阜県羽島市〇〇町〇〇番地〇〇

代表者本人の署名または記名・押印が必要。

〇〇 〇〇 印

【構成員名簿様式（例）】

構 成 員 名 簿

第〇〇班

住 所	羽島市〇〇町〇〇番地〇〇
世帯全員の名前	① 羽島 太郎
	② 羽島 花子
	③ 羽島 一郎
	④
	⑤
	⑥
	⑦
	⑧

代理人の有無

代理人を設置しない場合は「無」を選択する。

(1) 地方自治法第260条の8に規定される代理人 (有 ・ ☒ 無)

有の場合	氏名	
	住所	

(2) 同法第260条の10に規定される特別代理人 (有 ・ ☒ 無)

有の場合	氏名	
	住所	

裁判所より特別代理人が選任されていない場合は「無」を選択する。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

団体の名称

〇〇区自治会

代表者名

〇〇 〇〇

<参考：地方自治法>

第260条の8

認可地縁団体の代表者は、規約又は総会の決議によって禁止されていないときに限り、特定の行為の代理を他人に委任することができる。

第260条の10

認可地縁団体と代表者との利益が相反する事項については、代表者は、代表権を有しない。この場合においては、裁判所は、利害関係人又は検察官の請求により、特別代理人を選任しなければならない。

様式

各種届出

令和 年 月 日

(あて先)
羽島市長

認可を受けようとする地縁による
団体の名称及び主たる事務所の所在地

名 称

所在地

代表者の氏名及び住所

氏 名

住 所

認 可 申 請 書

地方自治法第260条の2第1項の規定により、地域的な共同活動を円滑に行うため認可を受けたいので、別添書類を添えて申請します。

(別添書類)

- 1 規約
- 2 認可を申請することについて総会で議決したことを証する書類
- 3 構成員の名簿
- 4 良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を現に行っていることを記載した書類
- 5 申請者が代表者であることを証する書類
- 6 区域を示した図面

承 諾 書

令和 年 月 日開催の 総会において、地域的な
共同活動を円滑に行うための認可申請代表者として選出されたのを受け、
代表者となることを承諾します。

令和 年 月 日

岐阜県羽島市

⑩

構 成 員 名 簿

第 班

住 所	羽島市
世帯全員の名前	①
	②
	③
	④
	⑤
	⑥
	⑦
	⑧

構 成 員 名 簿

第 班

住 所	羽島市
世帯全員の名前	①
	②
	③
	④
	⑤
	⑥
	⑦
	⑧

代理人の有無

(1) 地方自治法第260条の8に規定される代理人（有・無）

有の場合	氏名	
	住所	

(2) 同法第260条の10に規定される特別代理人（有・無）

有の場合	氏名	
	住所	

令和 年 月 日

団体の名称

代表者名

<参考：地方自治法>

第260条の8

認可地縁団体の代表者は、規約又は総会の決議によって禁止されていないときに限り、特定の行為の代理を他人に委任することができる。

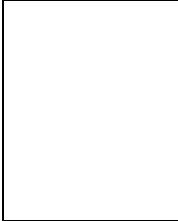
第260条の10

認可地縁団体と代表者との利益が相反する事項については、代表者は、代表権を有しない。この場合においては、裁判所は、利害関係人又は検察官の請求により、特別代理人を選任しなければならない。

認可地縁団体印鑑登録申請書

羽島市長 松 井 聡 様

年 月 日

登録しようとする 認可地縁団体印鑑 	認可地縁団体の名称			
	認可地縁団体の主たる事務所の所在地			
	(資格) 氏 名	(代表者) 印	生年月日	
	住 所			

上記のとおり認可地縁団体印鑑の登録を申請します。			
申請者	☐ 本人	住所	
	☐ 代理人	氏名	印

（注意事項）

- 1 この申請は本人が自ら手続きしてください。代理人によるときは、委任の旨を証する書面が必要です。
- 2 登録しようとしている認可地縁団体印鑑を併せて提出してください。
- 3 （資格）氏名欄の氏名の次に押印する印は、当市において登録されている代表者等の個人の印を使用してください（代理人による申請の場合も、必ず代表者等の個人の印を押印してください。）。
- 4 （資格）氏名欄の（ ）には、代表者、職務代行者、仮代表者、特別代理人又は清算人のいずれかを記載してください。
- 5 申請者欄は、申請者が代理人の場合のみ住所・氏名を記入のうえ、代理人の印を押印してください。

証 明 書 交 付 申 請 書

羽島市長 松井 聡 様

年 月 日

認可地縁団体の名称	
認可地縁団体の 主たる事務所の 所 在 地	

上記の認可地縁団体の名称及び主たる事務所の所在地の証明書____部の交付を
申請します。

申 請 者 住 所

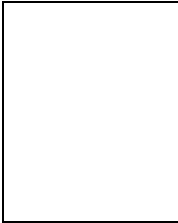
氏 名

印

認可地縁団体印鑑登録証明書交付申請書

羽島市長 松 井 聡 様

年 月 日

登録されている 認可地縁団体印鑑 	認可地縁団体の名称			
	認可地縁団体の主たる事務所の所在地			
	(資格) 氏 名	(代表者)	生年月日	

上記のとおり認可地縁団体印鑑登録証明書__枚の交付を申請します。			
申請者	☐ 本人	住所	
	☐ 代理人	氏名	印

(注意事項)

- 1 この申請は本人が自ら手続きしてください。代理人によるときは、委任の旨を証する書面が必要です。
- 2 (資格) 氏名欄の () には、代表者、職務代行者、仮代表者、特別代理人又は清算人のいずれかを記載してください。
- 3 申請者欄は、申請者が本人及び代理人のいずれの場合も申請者の住所・氏名を記入のうえ、押印してください。